

## いしかわ子ども総合条例の改正について

令和5年3月までに改正された主な内容は次のとおりです。

施行期日	改正の概要	改正のあった条文
平成21年4月1日	①社会的養護関係 (小規模住居型児童養育事業の追加) ②ワークライフバランス関係 (一般事業主行動計画内容充実の追加)	①第65条、第66条 ②第73条
平成22年1月1日	①携帯電話の利用制限等 ②フィルタリングサービスの利用の特例	①第33条の2 ②第34条の2
平成22年4月1日	ワークライフバランス関係 (一般事業主行動計画の公表を 100人以上300人以下の企業に義務化)	第73条
平成23年4月1日	ワークライフバランス関係 (一般事業主行動計画の策定・公表を 50人以上100人以下の企業に義務化)	第73条
平成24年4月1日	障害者関係法律の一部改正に伴う関係規定の整備	第32条、第65条
平成26年10月6日	母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係規定の整備	第72条、第75条
平成27年3月23日  ただし、第26条の2、第27条第2項第2号、第73条の改正規定は平成27年4月1日から施行	①結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援に関する規定の新設 ②結婚支援に関する規定(章)の新設 ③子ども政策審議会の委員定数の拡大 ④その他、関連法令の改正等に伴う規定の整備	①第11条の2、第25条、第26条の2 ②第14条、第3章の2(第68条の2～5) ③第84条、第85条 ④第18条、第23条、第27条第2項、第67条、第73条
平成28年6月23日 ※平成27年12月24日 条例第48号公布	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う関係規定の整備	第51条
平成28年4月1日 ※平成28年3月25日 条例第28号公布	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備	第29条、第33条の2
平成29年4月1日 ※平成29年3月23日 ①条例第14号公布 ②条例第15号公布	①児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 ②多子世帯であることの証明書を交付することができる世帯の拡大 (子ども3人以上→子ども2人以上)	①第65条、第83条 ②第71条

施行期日	改正の概要	改正のあった条文
平成30年2月21日 ※平成30年2月21日 条例第13号公布	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の施行に伴う関係規定の整備	第34条の2、 第58条第1項
平成31年4月1日 ※平成30年6月25日 条例第25号公布	ワークライフバランス関係 (一般事業主行動計画の策定・公表を 21人以上49人以下の企業に積極的 努力義務化)	第73条の2
令和元年5月1日 ※平成31年3月20日 条例第7号公布	①児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止 ②非行助長行為の禁止	①第51条の2、第95条 ②第53条、第54条、 第54条の2、第93条
令和2年4月1日 ※令和2年3月26日 条例第19号公布	①男性の子育てへの参画の促進に関する規定の新設 ②マイ保育園の登録周知に関する規定の追加 ③関係法令の改正に伴う関係規定の整備	①第14条の3、第68条の6・7 ②第26条第2項 ③第32条第2項
令和4年10月3日 ※令和4年9月28日 条例第31号公布	① デジタル社会における乳幼児の心身の発達を守るための支援に関する規定の新設 ② 携帯電話の利用制限の廃止 学校等におけるインターネットの適切な利用に関する規定の追加 保護者と青少年が話し合い、利用に関する基準づくりを行うよう努める規定の追加	① 第19条の2  ② 第33条の2
令和5年4月1日 ※令和5年2月21日 条例第9号公布	① ヤングケアラー支援に関する規定の新設 ② 子どもの貧困対策に関する規定の新設 ③ 未就園児対策に関する規定の新設	① 第2条、第18条の2、 第83条の2・3 ② 第18条の3、第83条の4・5 ③ 第28条の2
令和6年4月1日 ※令和2年3月26日 条例第19号公布	民法の一部改正に伴う関係規定の整備	第2条第1号、第4号